

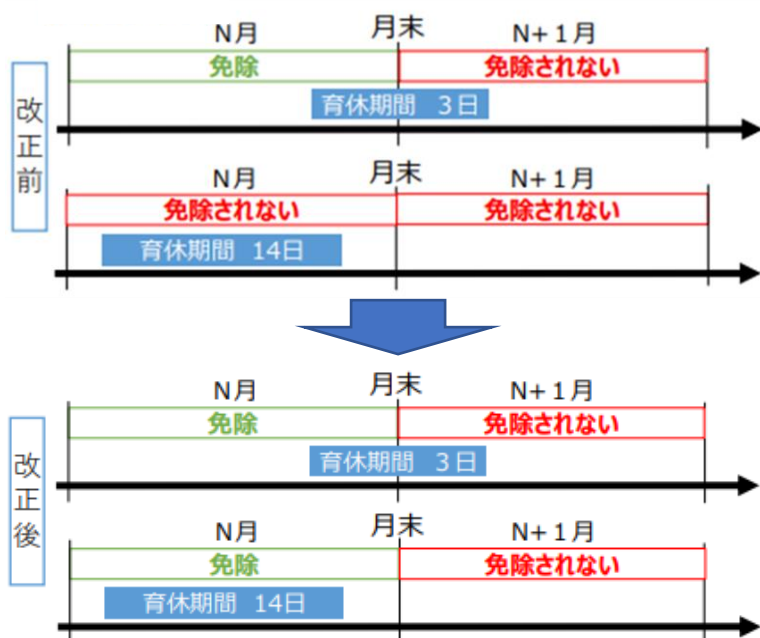
労務 ROAD

■育児休業期間中における社会保険料の免除要件の改正

2022年10月から改正育児・介護休業法の施行にともない、育児休業中の社会保険料免除要件が変更されます。主な改正内容は次の2点です。

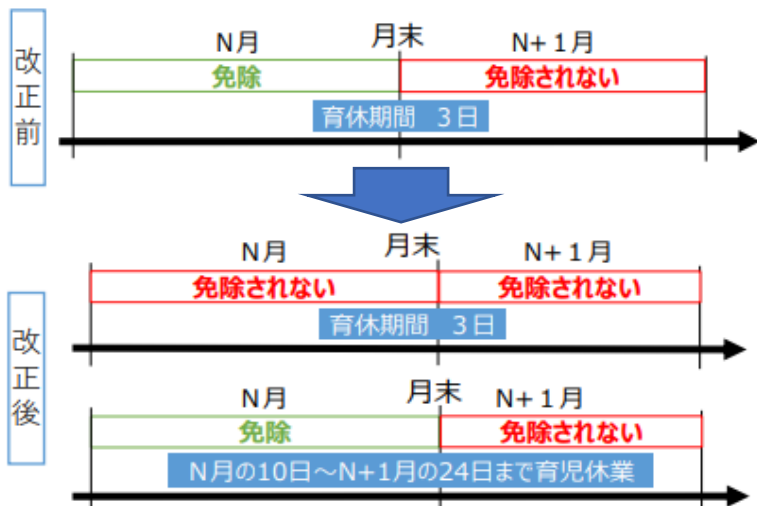
■月に短期間の育児休業等を取得した場合

現行の制度では、月をまたぐ形で育児休業を取得している場合に限り、休暇取得開始日が含まれる月の保険料支払いが免除されました。2022年10月1日の育児・介護休業法の改正後は、同月内に14日以上育児休業を取得していることが、保険料支払い免除の条件に追加されます。必ずしも月末時点で休業している必要はありません。



■賞与月に育児休業などを取得している場合

現行の制度では、賞与が支給される月に育児休業を取得する場合、その月の保険料に加え賞与にかかる保険料も免除されました。しかし、法改正により賞与にかかる保険料免除には条件が設けられました。2022年10月1日以降、育児休業の期間が暦上で1ヶ月を超えた場合に限り、賞与にかかる保険料の支払いが免除されます。連続した1ヶ月の休業が対象であり、短期間で取得した日数を合算する方法は認められません。



【日本年金機構より】

VOL.821
(2210-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：平原・姚・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

半年前からボクシングを月に1回行っており、社会人になって初めて趣味と言えものができました！！先日帰りにメンバーでご飯を食べに行ったりして、大学のサークル時代に戻ったようでとても楽しかったです！！

休日も楽しみ息抜きをし、より一層仕事を頑張ろうと思います。

(高橋)



10月労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・雇用保険料率の変更確認
- ・標準報酬月額額の定時決定の反映(翌月徴収の場合)
- ・7~9月分の労働者死傷病報告の提出
(休業4日未満の労災等)